

警報発表時の対応について

標記の件について、今治市に警報が発表された場合、原則的に下記のように対応しますので、お知らせいたします。

記

| 警報の種類 | 登校前(在宅中の対応) | 登校後(在校中) |
|---|---|--|
| 「洪水警報」 「特別警報」 「暴風警報」 「暴風雪警報」 「大雪警報」 「波浪警報」 「高潮警報」 「津波警報」 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 午前7時の時点で、左記の警報が発表された場合、「自宅待機」です。 ○ 午前9時までに警報が解除された場合は、<u>授業を行います</u>。学校から連絡しますので、安全に十分ご留意の上、登校させてください。 ○ <u>午前9時を過ぎても警報が解除されない場合は、臨時休業</u>にします。 ○ 「洪水警報」「特別警報」「暴風警報」「暴風雪警報」「大雪警報」「波浪警報」「高潮警報」「津波警報」が午前7時を過ぎても継続されている場合、給食はありません。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 保護者と連絡を取った後、通学路の安全を確認し、下校させます。 (教員が下校指導を行います。) ○ 給食については、その時の状況で判断します。 |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 学校から連絡がない場合は、普段通り授業を行います。安全に十分ご留意の上登校させてください。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ その時の状況で、対応を判断します。 |

※ 上記は原則的な対応です。警報発表時の状況は地域によって差があるため、教育委員会とも協議をして、状況に合わせた判断をする場合がありますのでご了承ください。

※ 「洪水、特別、暴風、暴風雪、大雪、波浪、高潮、津波」警報については、自宅待機とします。

※ 午前7時の時点で、関前調理場の給食準備が始まります。急遽の臨時休業・下校となった場合や保護者の判断で登校を見合わせた場合でも給食費が発生いたします。このことは、今治市内(の調理場)で統一して決定したものです。その日の給食費につきましては、徴収させていただきます。

食材は、可能な限り、翌日以降の給食で提供できるようにします。ご理解ご了承ください。